



教育長	次長	係長	係	文書係

7教義第1375号
平成8年3月27日

各市町村（学校組合）教育長 様



高 知 県 教 育 長

妊婦通勤緩和休暇等の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部が改正され、平成8年4月1日から施行されます。

内容等については、下記のとおりですので適切な運用をしてください。

記

1 改正内容

- (1) 「交通機関」以外に「交通用具」を利用して通勤している妊娠中の女子職員から請求があった場合にも、その混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認めるときには取得できるようになったこと。
- (2) 交通用具とは次に掲げるものをいう。
自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車
- (3) 徒歩で通勤する職員にまで認められるものではないこと。

2 年次有給休暇との関係

通勤緩和休暇又は育児休暇（育児時間休暇）と年次有給休暇との関係等において、次の点に留意すること。

- (1) この2つの特別休暇は、現実に通勤することや出勤することを前提とするものであり、結果として1日勤務しないような場合には承認することができないものである。
したがって、従来1日の勤務時間の全部を休む場合は、その日の通勤緩和休暇又は育児休暇の承認は取り消したうえで年次有給休暇1日の取扱いとすること。
- (2) 通勤緩和休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに取得できる休暇であることから、その時間帯を休む職員の当該時間帯に係る通勤緩和休暇は取り消されるものであること。

例えば、朝30分、夕30分の通勤緩和休暇を承認されている職員が、午前中半日の年次有給休暇を取得する場合は、朝30分の通勤緩和休暇の承認は取り消したうえで、4／8の年次有給休暇扱いとなる。

- (3) 育児休暇についても、時間の指定をしたうえで承認される休暇であることから、当該指定した時間帯を含む時間について休む場合は、育児休暇の承認の取消し等を行ったうえで年次有給休暇の扱いとなること。

3 施行日

平成8年4月1日

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成六年高知県人事委員会規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表一三の項中「、通勤に利用する交通機関の」を「通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その」に、「場合」を「とき」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。